

## 第147回香川県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

1 日 時：令和7年12月12日（金） 9時30分から11時50分

2 場 所：香川県庁 本館12階 第5会議室

3 出席委員：7名中6名

4 概 要：

### (1)「mac郡家店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：店舗から住宅が離れているので騒音については問題ないかと思うが、駐車場が南北に伸びており、車両速度が出やすい懸念があるので、徐行を促す看板の設置を検討いただいてはどうか。

届出者：検討してみる。

委 員：歩行者・自転車出入口を案内する看板は設置しないのか。

届出者：看板を設置するか、路面標示を行う。

委 員：敷地北側は屋外照明がほとんど無く、夜間に北側から出入りする歩行者・自転車にとって危険だと思うので、照明があった方がよいと思う。

届出者：仰るとおり、敷地北側は夜間に真っ暗になると思うので、照明の設置を検討する。

委 員：届出書には記載がなかったが、営業時間外は出入口をチェーン等で施錠するのか。

届出者：プラスチックのチェーンをする予定である。届出書については書き忘れたと思う。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・徐行運転を注意喚起する看板の設置を検討すること。
- ・敷地北側の歩行者・自転車出入口付近に屋外照明を設けること。
- ・敷地南側の歩行者・自転車出入口付近に同出入口を案内する看板等を設置すること。
- ・営業時間外は駐車場出入口及び敷地北側の歩行者・自転車出入口をチェーンで施錠すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

### (2)「(仮称)ドン・キホーテ屋島店・ゲオ屋島店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委員：来退店経路の周知についてはどのようにお考えか。

届出者：経路の周知についてはチラシを出すのかホームページに掲載するのか、まだ検討中である。従業員に若い方が多いので、従業員にお願いして SNS 等で周知してもらう方法もあるかと思う。説明会でも住民の方からご意見をいただいたので、ベストな方法で取り組みたいと考えている。

委員：風除室に来退店経路の案内を出すというのはどうか。

届出者：掲示板に案内を出すのもひとつだと思う。また、交通整理員についてはそこまで人数を割けるのかということもあるので、状況を見ながら、店内掲示や店内放送等も含め、やれることをやって周知していきたいと思う。

委員：歩行者・自転車出入口を案内する看板は設置するのか。また、ゲオ棟付近の場内看板7について、この位置では店舗側・道路側どちらからも見えないように思うが、これは誰に向けた看板なのか。

届出者：場内看板7であるが、敷地北側の出入口の前面道路にバスレーンだった部分があり、この部分で本線に入る車、本線を直進する車、本線から入ってくる車が合流することになって危険であるため、これらの車両に向けて注意喚起するものである。

委員：今、質問が出た場内看板7について、届出書の看板計画図では道路側と店舗側に向けて表示するとなっているが、追加資料の看板図では南東側に向けて表示することになっている。最新の看板計画は追加資料の方で良いか。また、南東側に向けて表示するというのは、店舗側に表示するということであるか。

届出者：追加資料の方が最新の計画である。南東側への表示については、店舗側からも道路側からも見えるような角度で設置する。

委員：どちらからも見えるようにするには角度の調整が難しいような気がするが。

届出者：本日はゲオ棟側の設置者が不在であるので、看板については再検討させていただく。

委員：ドン・キホーテ棟の駐輪場が建物の奥の方にあり、表からほとんど見えないが、自転車をどのように誘導するのか。

届出者：オープン当初は交通整理員を配置して誘導を行う。また、案内看板をフェンスや三角コーンに貼って誘導する等、周知のために努力する。

(審査結果)

会長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・歩行者・自転車出入口に同出入口を案内する看板を設置すること。
- ・場内看板7の表示内容及び設置方向について考慮すること。
- ・来退店経路の周知徹底について考慮すること。
- ・駐輪場への誘導について配慮すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(以上)